

18.2 知的財産（商標・地理的表示・意匠等）

鈴木将文*

I. 概要# 1

1. 商標（知的財産章 C 節）

A) 商標として登録することができる標識の種類（18.18 条）

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができず、また、標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない旨等を規定する*。

B) 同一又は類似の標識の使用（18.20 条）

各締約国は、商標権の内容として、登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識を商標上使用することの結果として、混同を生じさせる恐れがある場合に、その使用を防止する排他的権利を定める旨等を規定する*。

C) 広く認識されている商標（18.22 条）

各締約国は、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の商品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める旨等を規定する*。

D) 電子的な商標のシステム（18.24 条）

各締約国は、商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム並びに商標の出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システムを提供する旨を規定する。

E) 商品及びサービスの分類（18.25 条）

各締約国は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に適

* すずき まさぶみ／名古屋大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

¹ 以下の概要は、内閣官房 TPP 政府対策本部「[環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要](#)」（平成 27 年 11 月 5 日）に依拠しつつ、加筆修正したものである。

合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する旨等を規定する。

F) ドメイン名の不法な占有 (18.28 条)

各締約国は、自国の国別コードにおける最上位のドメイン (ccTLD) のドメイン名の管理のための制度に関し、ドメイン名に関する統一紛争処理方針に定める原則に基づく適当な紛争解決手続を利用可能なものとする旨、ドメイン名の登録者の連絡先に関する信頼性のある、かつ、正確なデータベースをオンラインでの利用に供する旨、並びに少なくとも商標と同一又は混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を登録し、又は保有する者が、利益を得る不誠実な意図を有する場合には、適当な救済手段を利用可能なものとする旨を規定する。

2. 国名・地理的表示 (知的財産章 D 節・E 節)

A) 地理的表示の認定 (18.30 条)

締約国は、地理的表示が、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができていることを認める旨を規定する。

G) 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続 (18.31 条)

締約国は、地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続を定める場合には、過度の負担となる手続を課することなく申請又は請求を処理する旨、申請又は請求の対象である地理的表示に対する異議申立ての手続を定める旨、地理的表示に与えられた保護又は認定の取消しについて定める旨等を規定する*。

H) 異議申立て及び取消しの根拠 (18.32 条)

締約国は、地理的表示が、既に行われた善意かつ係属中の出願又は登録の対象である商標若しくは既存の商標若しくは地理的表示であってその権利が当該締約国の法令に従って取得されたものと混同を生じさせるおそれがあること、関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語であること等を根拠として、利害関係者が当該地理的表示の保護又は認定に対して異議を申し立て、及び当該地理的表示の保護又は認定の取消しを求めることを認める手続を定める旨等を規定する。

D) 複数の要素から構成される用語 (18.34 条)

締約国において地理的表示として保護される複数の要素から構成される個々の用語は、その関連する商品の一般名称である場合には、当該締約国において保護を受けない旨を規定する。

J) 国際協定 (18.36 条)

締約国は、他の締約国又は非締約国が関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、事後の取消手続に代えて、利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意義な機会を提供する等の措置を行うことができる旨等を規定する。

3. 意匠 (知的財産章 G 節)

A) 保護 (18.55 条)

各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、

(a) 物品の一部に具体化された意匠

(b) 物品全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

のいずれかが、意匠としての保護対象となることを確認する旨を規定する。

B) 意匠制度の改善 (18.56 条)

締約国は、自国の意匠登録制度の質及び効率性を向上させること並びに意匠権の国境を越えて行われる取得の手続を円滑にすること (意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准し、又はこれに加入することについて十分な考慮を払うことを含む。)の重要性を認める旨を規定する。

4. 交換文書

A) 酒類の表示の保護に関する書簡 (加) / 酒類の表示の保護に関する交換公文 (米)

日加間の交換文書は、特定の自国産酒類に係る表示が両国のいずれかにおいて保護されている地理的表示であることを認めること等を確認する。本文書は国際約束を構成しない。

また、日米間の交換文書は、我が国と米国の関心酒類 (我が国: 地理的表示である日本酒、焼酎等、米国: バーボン・ウイスキー等) について、日米それぞれの関係法令に従って製造されたもの以外は双方の国内において販売禁止とすることに向けた手続の検討を開始することを約束する。こちらは国際約束を構成する。

B) 酒類の表示の保護に関する書簡 (チリ、ペルー)

我が国とチリ及びペルーの各国の間において、それぞれの二国間経済連携協定における各国の地理的表示に関する規定・約束を再確認する。いずれも二国間書簡であり、国際約束を構成しない。

II. 解説・コメント

《登録の対象となる標識》 18.18 条は、商標登録の対象となり得る標識につき、視認性を要件としてはならないことを定め、さらに、音の商標登録を認めることを義務付けている。以上の点は、TRIPS 協定 15 条 1 項が、商標登録の対象となり得る標識に関し、「単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せ」を含むことを求めるにとどまり、かつ、視認性を要件とすることを許容していることに比べ、一層広範な種類の標識を登録対象とすることを要求するものである。ただし、匂いを商標登録の対象とすることについては努力義務にとどめている。米国がこれまで締結した FTA では、匂いを登録対象とすることを義務付ける規定を含むものもあったが²、TPP はそこまでは踏み込んでいない。なお、我が国が平成 26 年に改正した[商標法](#)及び同法[施行令](#)は、本規定に整合的である。

《同一又は類似の標識の使用》 商標権の内容について、18.20 条は、TRIPS 協定 16 条 1 項第 1 文と同様の内容を定める³。また、「後に地理的表示となった」標識の使用について商標権が及ぶべき旨を明記している点は、商標権と地理的表示が共存する場合に係る規律として、注目すべきものである⁴。

《広く認識されている商標》 広く認識されている商標（周知商標）の保護について、多国間条約では[パリ条約](#) 6 条の 2 並びに TRIPS 協定 16 条 2 項及び 3 項が規定しているところ、それらの規定に比べ、18.22 条は、TRIPS 協定 16 条 3 項の規律内容を未登録の商標についても及ぼす点、周知性を認定する要件として登録を求めること等を禁じている点、WIPO で採択された[共同勧告](#)の重要性を確認する点などにおいて、一層高度な保護を定めている。

² 例えば、[米韓 FTA](#) 18.2 条 1 参照。

³ ただし、排他的権利が及ぶ範囲につき、登録商標に係る物品・サービス（我が国商標法の下では、指定商品・役務）に「関連する」物品・サービスについての使用としている点で、「同一又は類似」の商品・サービスについての使用と定める TRIPS 協定 16 条 1 項と微妙に異なっている。

⁴ 本条に付された注 1（英語正文では注 11）も参照。なお、我が国では、「[特定農林水産物等の名称の保護に関する法律](#)」の制定に伴って設けられた[商標法](#) 26 条 3 項において、地理的表示に係る一定の行為に対して商標権が及ばない旨が定められており、同規定と本条の関係が一応問題となろう（例えば、商標権者が、登録商標と同一又は類似の地理的表示の登録について、生産者団体に対して与える承諾をもって、TPP 協定 18.20 条の「商標の権利者の承諾」と認め得るといふ説明になるか。ただし、商標登録出願段階で地理的表示の登録申請がなされた場合において、商標権が成立した後に地理的表示が登録されたときの扱いについては、商標権者の「承諾」の機会が事前にないために、問題が残るように思われる。）。

《地理的表示》 18.31 条以下の規定は、主として行政手続を通じて地理的表示を保護する制度を採用する場合の義務について定めている。我が国は、正に行政手続（農林水産大臣による登録）によって地理的表示を保護する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）を制定したところであり⁵、TPP の関連規定との整合性が問題となる。例えば、18.31 条(e)、同(f)及び 18.32 条は、異議申立て及び取消し手続について規定するが、仮に、地理的表示法の下での意見書提出手続及び一般的な行政不服申立制度がこれに対応すると解するとしても、18.32 条 1(a)が定める、善意で出願中の商標との間で混同を惹起するおそれのあることを理由とする登録拒否・取消の制度を設けていない点が問題となり得ると思われる。また、地理的表示法に関しては、地理的表示の登録を認められる団体やその構成員に、「侵害」に対する民事救済を受ける権利を付与していない点をどう説明するかという、より根本的な問題があると思われる（TPP 協定 18.74 条参照。この点は、TRIPS 協定の 42 条等との関係でも問題となる）⁶。

III. 備考および更新情報

ver.1.1 : 注 1 につき一部訂正。

⁵ 法令概要は、農水省サイト「地理的表示法とは」を参照。

⁶ 田中佐知子「新たな地理的表示（GI）制度に潜む財産上・事業上のリスク要因―「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の運用ルールの公布を受けて―」AIPPI61 巻 1 号 6 頁、18 頁以下（2016 年）参照。